

法医認定医研修施設認定制度細則

第 1 条 日本法医学会は、法医解剖ならびに死体検案の実務を研修するのに適し、一定の規模と研究・教育環境を備える施設（大学の法医学教室を含む）を認定し、日本法医学会認定医制度規定 3 の 5) に定める日本法医学会法医認定医研修施設（以下、研修施設と称する）とする。

第 2 条 研修施設の認定審査は日本法医学会認定医制度運営委員会が行い、理事会が認定する。

第 3 条 研修施設の認定基準は、次のとおりとする。

- 1) 法医認定医研修指導責任者（以下、研修責任者と称する）となり得る法医認定医研修指導医（以下、研修指導医と称する）が勤務していること。
- 2) 申請の前年から過去 5 年間に年平均 30 例以上の法医解剖及び鑑定書または解剖報告書の作成を行っていること。
- 3) 法医解剖ならびに死体検案の検討会を開催していること。
- 4) 法医解剖ならびに死体検案資料が保管されていること。
- 5) 法医解剖ならびに死体検案業務関係施設・設備が整備されていること。
- 6) 研究・研修用図書が整備されていること。
- 7) 研修施設は日本法医学会の機関会員または賛助会員（細則第 6 条 (3) (4)）であること。

第 4 条 研修施設を A 及び B に区分する。

2. 第 3 条の 1) から 6) までの全ての要件を満足する施設を研修施設 A とする。
3. 第 3 条の 2) や 5)、6) の要件に欠ける施設は、研修施設 B とする。ただし、他の研修施設 A との共同のカリキュラムを編成し、日本法医学会に届け、承認を受けた場合は、研修施設 A とする。

第 5 条 研修指導医及び研修責任者の要件は、法医認定医研修指導医・法医認定医研修責任者についての細則で定める。

2. 同一研修施設内に研修指導医の資格を有する者が複数いる場合には、そのうちの申請された 1 名を研修指導責任者として登録する。

第 6 条 研修施設の認定を受けようとする施設は、所定の用紙に必要な事項を記入し、これを添えて研修施設の長より日本法医学会に出願するものとする。

第 7 条 認定の期限は 5 年とし、引き続き研修施設であることを希望するものについては、その都度審査を経て認定を更新する。

2. 認定更新基準は第 3 条の基準を準用する。

第 8 条 認定期間中であっても、基準に満たない事項が生じた場合には認定を取消すことがある。

第 9 条 研修指導責任者ならびに研修指導医が研修施設を離任した場合は、施設の長又はその代理者はそのことを速やかに認定医制度運営委員会に報告するものとする。その際 6

ヵ月は猶予期間とし、6ヵ月を超えても後任の研修指導責任者がいない場合は、研修施設の資格は停止する。後任が決まり、認定医制度運営委員会に報告された時点で資格は復活する。

第10条 研修施設が資格停止となった期間は法医認定医になるための研修期間に算入しない。

第11条 研修施設は法医学的業務にかかわる実績を毎年日本法医学会に報告しなければならない。

第12条 研修施設の年報は、法医学活動一覧に掲載し、公表する。

第13条 研修施設認定のための審査手数料は1万円、認定書交付料は5千円とする。

2. 研修施設認定更新のための審査手数料は1万円、認定書交付料は5千円とする。

第14条 研修施設の新規・更新認定申請の期間を毎年8月1日より10月31日とし、理事会の議を経て審査結果を同年度末までに施設の長に通知する。

第15条 研修施設認定申請書ならびに認定更新申請書の様式は別に定める。

第16条 この細則の改廃は、認定医制度運営委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附 則

1. この細則は平成27年6月10日に制定し、平成31年4月1日から施行する。
2. この細則に基づく研修施設認定の申請ならびに認定のための手続きは平成30年度から行う。
3. 令和3年5月17日一部改正
4. 令和5年6月8日一部改正
5. 令和5年11月30日一部改正

法医認定医研修指導医・法医認定医研修責任者についての細則

第1条 法医認定医研修指導医（以下、研修指導医と称する）及び法医認定医研修指導責任者（以下、研修責任者と称する）の認定審査は、日本法医学会認定医制度運営委員会が行い、理事会が認定する。

第2条 研修指導医および研修責任者は、法医指導医、1回更新した認定医、または法医指導医と同様の優れた教育・指導実績がある者であって、内規に定める審査基準を満たす者とする。

第3条 研修指導医の役割は、以下の通りとする。

- 1) 法医認定医研修者の直接指導にあたる。
- 2) 法医認定医研修者の研修状況を、指導責任者に報告する。

第4条 研修指導医資格の申請

- 1) 認定研修施設の新規申請または更新時に、希望者は申請を行う。

2) 資格は日本法医学会に登録する。

第5条 研修指導医資格の更新

研修指導医および研修責任者資格の認定期間は、在籍する研修施設の認定期間とし、認定の更新は研修施設の認定更新時に行う。

第6条 認定医の資格を喪失した場合には、研修指導医の資格を喪失する。

第7条 研修施設から申請されたその施設に勤務する研修指導医を研修責任者として登録する。

第8条 研修責任者の役割

- 1) 研修施設での研修カリキュラムの立案に責任を持つ。
- 2) 各研修者の研修状況を把握し、必要かつ十分な研修が受けられるよう配慮する。
- 3) 研修者の研修を証明する。
- 4) 法医認定医試験受験者の推薦状を書くことが出来る。
- 5) 推薦内容に対する責任を持つ。
- 6) 研修者が研修期間中に所属先を変更した場合、原則として受験時の研修施設の研修責任者が推薦証を提出する。

第9条 研修責任者を変更する場合、研修施設の長は遅滞なく、認定医制度運営委員会に研修責任者変更申請書を提出しなければならない。

第10条 研修責任者の資格喪失

- 1) 認定医の資格を喪失した場合には、資格を喪失する。
- 2) 研修施設を退職した場合には、その研修施設の研修責任者の資格を喪失する。ただし、法医認定医研修責任者ならびに指導医の兼任に関する細則が定める期間は資格を有する。
- 3) 研修指導責任者としてふさわしくない行為があった場合。

第11条 この細則の改廃は、認定医制度運営委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附則

1. この細則は平成26年6月10日に制定し、平成31年4月1日から施行する。
 2. この細則に基づく研修指導医ならびに研修責任者の資格申請ならびに資格認定のための手続きは平成30年度から行う。
 3. この細則が施行されるまでに大学法医学教室あるいは監察医務を行う機関で行った死体検案ないし法医解剖は法医認定医申請資格の経験例に含めることができる。
4. 令和5年11月30日一部改正

法医認定医研修指導責任者ならびに指導医の兼任に関する細則

第1条 研修施設を離任する研修指導医は離任する研修施設ならびに着任予定の研修施設の研修責任者を兼任することができる。ただし、兼任期間は1年を超えることはできな

い。

第 2 条 研修指導医は主として行政解剖を行う研修施設の研修責任者ならびに研修指導医を兼ねることができる。

附 則

1. この細則は平成 26 年 6 月 10 日に制定し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

法医認定医研修施設認定制度内規

1. 法医解剖ならびに死体検案の検討会は定期的を開催する必要はなく、解剖後の説明会等と同時に随時行うことができる。
2. 法医解剖ならびに死体検案資料は研修施設で保管する必要はなく、担当医が保管し、研修医や研修指導医が閲覧、参考にできる状態に置かれていればよい。
3. 研究・研修用図書の整備状況としては、著しく片寄らない 50 冊以上の法医学に関連する成書（e-book を含む）ならびに 5 誌以上の法医学に関連する雑誌（電子ジャーナルを含む）が閲覧可能であることを要する。

法医認定医研修指導医・法医認定研修責任者審査内規

第 1 条 法医認定医研修指導医（以下、研修指導医と称する）・法医認定医研修責任者（以下、研修責任者と称する）についての細則 第 2 条に定める研修指導医及び研修責任者は、以下のいずれかの要件を満たした者でなくてはならない。ただし、研修指導医・研修責任者として相応しくない行為があった者は除く。

- ① 法医指導医である者。
- ② 認定が 1 回更新された法医認定医であり、認定医を新規取得後、5 年以上法医認定施設において解剖・教育に専ら従事し、法医指導医と同様の優れた教育・指導実績がある者。
- ③ その他、法医指導医と同様の優れた教育・指導実績があるとして指導医の推薦があり、法医認定医運営委員会が審査し、理事会が認めた者。

法医認定医研修期間中に行った病理解剖に関する細則

第 1 条 法医認定医研修中に日本病理学会が指定する病理専門医研修機関で行った病理解剖は 5 例までを法医解剖経験数に充当することができる。

第 2 条 法医解剖経験数に充当する病理解剖は介助例を可とするが、CPC に参加している

ことを必須条件とする。

附 則

1. この細則は平成 27 年 6 月 10 日から施行する。